

食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び 食品安全確保総合調査のプログラム評価結果

1. はじめに

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に基づき、食品安全委員会が行う食品健康影響評価技術研究事業（以下「研究事業」という。）及び食品安全確保総合調査事業（以下「調査事業」という。）を行っている。そして、研究事業及び調査事業を効果的かつ効率的に実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日 内閣総理大臣決定）を踏まえ、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価に関する指針」（以下「指針」という。）を策定している。指針は、研究事業及び調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価をプログラム評価と称し、そのために必要な事項を定めたものである。指針において、プログラム評価は5年ごとを目安に実施することとされており、これまでには、令和元年度に実施して公表した。

今般、令和5年度研究・調査企画会議プログラム評価部会（令和5年5月31日及び6月28日開催）において、令和5年度のプログラム評価を実施した。

2. 評価対象期間

令和元年度～令和5年度※

※「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日 食品安全委員会決定（最終改正：令和元年8月27日）。以下「ロードマップ」という。）の施行期間

3. 評価項目及び評価基準

指針に定めるとおりとする。

4. 評価結果

- 評価項目及び評価基準ごとのそれぞれの判定は、各委員の判定を点数化^{※1}し平均値を算出し、その値に応じて^{※2}部会としての判定とした。総合判定についても、各委員の総合判定をもとに同様に処理を行い、全体としての総合判定とした。(判定を点数化して総合判定を計算したものではない。)

※1：s・a・b・c をそれぞれ4・3・2・1点とする

※2：1.5点未満をc、1.5点以上2.5点未満をb、2.5点以上3.5未満をa、3.5点以上をsとする。

- 総合評価については評価項目及び評価基準の観点から踏まえ、研究・調査制度の総合的な評価として、以下のS、A、B、Cの4段階とした。各委員の総合評価を点数化したうえで平均値を算出しその値に応じて全体の4段階の総合評価とした。

S：研究・調査制度は予想以上の成果をあげた。

A：研究・調査制度は概ね目標を達成した。

B：研究・調査制度は目的の達成がやや不十分であった。

C：研究・調査制度は目的の達成が不十分であった。

(1) 研究事業

① 評価項目別

評価項目		評価基準	判定	総合判定	コメント
I	必要性	1	s	s	概ねリスク評価、ガイドライン、評価書の作成に資する研究課題が選定され、相応の成果が得られている。また、国費を用いて行う研究にふさわしいと考えられる。今後は、日本の食習慣・食環境や日本人の特性を踏まえたリスク評価に資する課題の充実が期待される。
		2	s		
		3	s		
II	効率性	1	a	a	事前・中間評価部会と事後評価部会により、課題の採択から評価まで、効率的に実施され、透明性、公平性が確保された判断がなされている。
		2	a		
		3	a		
III	有効性	1	s	a	目標とその達成可能性、行政事業への貢献、社会への波及効果は評価できる。今後は、若手人材育成のための取組の強化が必要である。
		2	s		
		3	s		
		4	a		

② 総合評価 A

③ 総合コメント

- 必要性、効率性、有効性の観点から研究制度は概ね目標を達したものと評価する。
- ロードマップの“健康影響発現メカニズムの解明”に対する採択課題数が他と比べるとかなり少ない。例えば若手奨励研究事業を設けて研究を募るなど、応募課題を増やす工夫が求められる。
- リスク評価に携わる人材の確保、特に若手や女性研究者の育成の観点にも考慮することが望まれる。

(2) 調査事業

① 評価項目別

評価項目		評価基準	判定	総合判定	コメント
I	必要性	1	a	a	科学的・技術的意義及び社会的・経済的意義ともに十分である。
		2	a		
		3	a		
II	効率性	1	a	a	課題の選定、成果の評価は適切に行われている。ただし、調査事業に応募する事業体に偏在が見られることから、調査を実施できる事業体を育てる工夫又は事業体の数の拡充を図る必要がある。その点からも、また人材育成の観点からも、大学などのアカデミアが事業を請け負い遂行した調査課題があったことは効率的かつ有意義であった。
		2	a		
		3	a		
III	有効性	1	a	a	調査事業全体を Web で公開しており、社会への波及効果があると認められる。Web で公開されている調査報告書の利用状況を食品安全委員会が把握できる仕組みを構築してはどうか。
		2	a		
		3	a		
		4	a		

② 総合評価 A

③ 総合コメント

- 調査制度としては十分目標を達成しており、行政への貢献度も高い。
- 調査結果のリスク評価への利用については、利用率の低い年度もあることから、今後の活用を期待する。
- ロードマップの“健康影響発現メカニズムの解明”の項目については、調査事業としてこの項目の必要性や適格性を今後再考する必要がある。
- 調査事業に応募する事業体に偏在が見られることから、大学をはじめとする新たな調査事業体の拡充等を図る必要がある。

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準
I	必要性 (研究・調査制度の意義)	<p>行政的意義及び目的の妥当性等の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科学的・技術的意義 (ガイドライン、評価の考え方、評価書の作成等のために必要か) 2 社会的・経済的意義 (食品健康影響評価の発展、新たな評価方法の開発、人材育成等に必要か) 3 国費を用いた制度としての意義 (国自らが取り組む必要があるか)
II	効率性 (研究・調査制度運営方法の妥当性)	<p>制度運営方法の妥当性の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究課題及び調査課題の選定手続きの妥当性 2 研究課題及び調査課題の評価方法の妥当性 3 投入された資源(予算)の規模及び配分の妥当性
III	有効性 (研究・調査制度の目標の達成度、社会等に及ぼす効果)	<p>目標の達成度、社会・経済への貢献等の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標(「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(食品安全委員会決定)に対する実績の評価)の達成度 2 目標の今後の達成可能性 3 行政事業への貢献(食品健康影響評価等への貢献) 4 社会への波及効果 (レギュラトリーサイエンスへの貢献、人材育成等)